

2主総総第1265号
令和3年3月25日
(主税局長決定)

令和3年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付要綱

(目 的)

第1 この要綱は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）第10条の2に規定する納税貯蓄組合の連合体である東京納税貯蓄組合総連合会（以下「総連合会」という。）及び総連合会の構成員たる納税貯蓄組合連合会（以下「地区連合会」という。）が東京都の税務行政の協力団体として行う事業活動を奨励するため、当該総連合会及び地区連合会へ交付する補助金について必要事項を定め、東京都の税務行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2 この補助金の対象となる事業は、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）において総連合会及び地区連合会が行う事業のうち、次に掲げる事業（以下総称して「補助対象事業」という。）とする。

(1) 総連合会が行う事業

- ア 都税の口座振替納税その他都税の納税推進
- イ 税知識の普及その他納税思想の普及・啓発
- ウ 地区連合会の指導育成及び地区連合会相互の連絡調整
- エ その他東京都の税務行政の協力団体として行う事業

(2) 地区連合会が行う事業

- ア 都税の口座振替納税その他都税の納税推進
- イ 税知識の普及その他納税思想の普及・啓発
- ウ 納税貯蓄組合相互の連絡調整
- エ その他東京都の税務行政の協力団体として行う事業

(補助対象から除かれる経費)

第3 次に掲げる経費は、補助対象から除くものとする。

- (1) 会議や研修等にかかる経費のうち、飲食費
- (2) 宿泊や遠隔地への移動を伴う、会議や研修等にかかる経費

(交付の申請)

第4 補助金の交付申請は、総連合会分と地区連合会分とを区分の上、いずれも総連合会の長が行うものとし、総連合会の長は、補助金の交付を受けようとするときは、令和3年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を作成し、総連合会分については4月6日まで、地区連合会分については各地区連合会の事業計画等を精査した上で、6月10日までに、関係書類を添えて知事宛に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第5 知事は、第4による補助金の交付申請を受けたときは、申請書及び関係書類の内容を審査し、また、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、総連合会分と地区連合会分とを区分の上、交付の決定を行う。

2 交付決定額は、総連合会にあっては補助金の対象となる経費の100分の80の額、地区連合会にあっては100分の50の額を限度とし、かつ予算の範囲内において知事が決定するものとする。なお、総連合会に対して交付する補助金のうち一定額を「都税広報奨励金」として、都税のPR事業等にかかる経費に用途を限定して交付することとする。

3 決定後は、いずれの分についても令和3年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、総連合会に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第6 補助金の交付の時期は、総連合会分については4月、7月、10月及び1月、地区連合会分については7月とする。

2 補助金の交付請求は、総連合会分と地区連合会分とを区分の上、いずれも総連合会の長が行うものとし、総連合会の長は、補助金を請求しようとするときは、令和3年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付請求書（別記第3号様式）を作成し、関係書類を添えて各交付月の15日までに知事宛に提出するものとする。

(地区連合会への補助金の配付)

第7 東京都主税局長は、各地区連合会に配付する補助金額について、その算定基準及び配付金額を決定し、総連合会の長に通知するものとする。

2 総連合会の長は、交付を受けた補助金を各地区連合会に配付し、その結果を速やかに東京都主税局長に報告するものとする。

(承認事項)

第8 総連合会の長は、補助金の交付決定後に次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ令和3年度事業計画変更・中止・廃止承認申請書(別記第4号様式)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の(2)に掲げる事項で軽微なものについてはこの限りでない。

なお、(1)及び(2)に掲げる事項については、変更後の事業計画案及び収支予算書案を添付するものとする。

(1) 総連合会と地区連合会との間で交付決定額の内訳額を変更する場合

(2) 補助対象事業の内容及びこれに伴う経費区分の配分を変更する場合

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(状況報告及び質問検査)

第9 知事は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るため、総連合会及び地区連合会に対し、補助対象事業の遂行の状況に関して報告を求め、質問し、当該団体の帳簿書類等を検査することができる。

(実績報告)

第10 総連合会の長は、補助対象事業が完了したとき又は令和4年3月31日が経過したときは、その日から15日以内に、令和3年度事業実績報告書(別記第5号様式)及びその他知事が必要とする書類を知事に提出するものとする。

2 総連合会の長は、補助対象事業が完了したとき又は令和4年3月31日が経過したときは、その日から2ヶ月以内に、令和3年度地区連合会事業実績報告書(別記第7号様式)及びその他知事が必要とする書類を知事に提出するものとする。

3 知事が、第8の(3)により廃止の承認をした場合は、1及び2と同様とする。

(補助金の額の確定)

第11 知事は、第10の1及び3の報告を受けたときは、実績報告書及び関係書類の内容を審査し、また、必要に応じて実地調査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金額確定通知書(別記第6号様式)により、総連合会に通知する。

(決定の取消)

第12 次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は

一部を取り消すことができる。この規定は、第11により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(補助金の返還)

第13 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 第11により既に交付すべき補助金の額を確定した場合において、又は既にその額を超える補助金が交付されているときも、同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第14 第12により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、総連合会はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、総連合会がこれを納期日までに納付しなかった時は、納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(補充規定)

第15 この要綱に定めがない事項については、東京都補助金等交付規則及び東京都主税局長が定めるところによる。

年 月 日

東京都知事 殿

東京納税貯蓄組合総連合会

会 長

会 長 印

事務局所在地

令和3年度東京納税貯蓄組合
総連合会補助金交付申請書

令和3年度事業の補助金として、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額

金

円

内訳

総連合会申請額

金

円

地区連合会申請額

金

円

経費区分別内訳等は別記第1号の2様式のとおり

総連合会における交付月別の申請割合は別記第1号の3様式のとおり

地区連合会における補助対象事業の概要及び経費積算内訳は別記第1号の4様式のとおり

2 添付書類

- (1) 令和3年度総連合会事業計画書
- (2) 令和3年度総連合会収支予算書（補助対象経費が明確なもの）
- (3) 令和3年度地区連合会別事業計画書
- (4) 令和3年度地区連合会別収支予算書（補助対象経費が明確なもの）

1 補助対象経費支出見込額及び補助金申請額

(単位:円)

	補助対象経費支出見込額 (A)	補 助 率 (B)	補助金申請額 (A×B=C)
総 連 合 会		80/100	0
地 区 連 合 会		50/100	0
合 計	0	—	0

(注) 補助対象経費は、飲食費、宿泊及び遠隔地への移動を伴う会議費・研修会費等を除くこと。

2 補助対象経費支出見込額内訳

(1) 総連合会

(単位:円)

経 費 区 分	事業経費	補助対象経費
会 議 費		
総 会 費		
役 員 会 費		
連 絡 費		
広 報 宣 伝 費		
(都税広報奨励金)	()	()
事 業 費		
顕 彰 関 係 費		
地 区 連 対 策 費		
青年部・女性部対策費		
局連等事業関係費		
事 務 費		
印 刷 費		
通 信 運 搬 費		
事 務 関 係 費		
備 品 購 入 費		
事 務 局 費		
給 料		
手 当		
賞 与		
共 済 費		
退職手当積立金		
旅 費		
賃 借 料		
光 熱 水 費		
小 計	0	0
そ の 他 の 経 費		
地 区 連 配 付 金		
分 担 金		
積 立 金		
慶 弔 費		
渉 外 費		
公 租 公 課		
事 務 局 雑 費		
記念事業積立金		
局連研修積立金		
予 備 費		
小 計	0	0
合 計	0	0

(注) 経費積算内訳を収支予算書で明確にしておくこと。

(2) 地区連合会

(単位:円)

経 費 区 分	事業経費	補助対象経費
会 議 費		
総 会 費		
その他の会議費		
事 業 費		
広 報 費		
研 修 会 費		
作 文 関 係 費		
その他の事業費		
事 務 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 関 係 費		
小 計	0	0
その他の経費		
合 計	0	0

(注) 全地区連合会の総合計額を記載すること。

令和3年度補助対象事業の交付月別内訳書

東京納税貯蓄組合総連合会

[illegible]

(注1)構成割合は、補助対象経費の合計に占める各交付月の補助対象経費割合を小数点以下第1位(第2位四捨五入)まで表示すること。

(注2)経費積算内訳を収支予算書で明確にしておくこと。

令和3年度補助対象事業概要及び経費積算内訳書

納税貯蓄組合連合会

経 費 区 分		内 訳		
		事業内容等	事業経費	補助対象経費
会議費	総会費	※開催時期・場所・参加予定人数・経費積算内訳等	円	円
		小計①	0	0
	その他の会議費	※会議名称・開催時期・場所・参加予定人数・経費積算内訳等		
		小計②	0	0
(①+②) 合計(A)			0	0
事業関係費	広報費	※会報発行(部数×回数)、都税PRキャンペーン等の経費積算内訳等		
		小計①	0	0
	研修会費	※開催時期・場所・テーマ・参加予定人数・経費積算内訳等		
		小計②	0	0
	作文関係費	※審査・表彰等の経費積算内訳等		
		小計③	0	0

令和3年度補助対象事業概要及び経費積算内訳書

納税貯蓄組合連合会

経 費 区 分		内 訳		
		事業内容等	事業経費	補助対象経費
その他の事業費	※事業名・目的・経費積算内訳等	円	円	
	小計④	0	0	
(①+②+③+④) 合計(B)		0	0	
事務費	人件費	※業務内容・経費積算内訳等		
		小計①	0	0
	事務所費	※経費積算内訳等		
		小計②	0	0
	事務関係費	※印刷費・通信費・事務用品費等の積算内訳等		
		小計③	0	0
	(①+②+③) 合計(C)		0	0
	(A+B+C) 総合計		0	0

主 総 第 号

事務局所在地

東京納税貯蓄組合総連合会

令和3年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和3年度における東京納税貯蓄組合総連合会補助金については、下記により交付する。

年 月 日

東京都知事

記

1. 補助金額 金 円

[補助金額の内訳及び交付時期]

(1) 総連合会事業分 金 円

交付時期	交付金額	摘 要
4月	円	
7月	円	
10月	円	
1月	円	

(2) 地区連合会事業分 金 円

交付時期 7月

2 補助対象事業

この補助金の交付対象事業は、令和3年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付要綱（令和3年3月 日付2主総総第1265号主税局長決定。以下「交付要綱」という。）の第2に規定するものとする。

3 補助対象経費

この補助金の交付対象経費は、交付要綱の第4に基づき提出された令和3年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付申請書のとおりとする。

4 申請の撤回

この補助金の交付決定に異議があるときは、本通知書の受理後14日以内に補助金の交付申請を撤回することができる。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

東京納税貯蓄組合総連合会

会 長

会 長 印

事 務 局 所 在 地

令和3年度東京納税貯蓄組合
総連合会補助金交付請求書

年 月 日付け 主総総第 号により交付決定された標記補助金につ
いて、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

内訳 総連合会申請額 金 円

地区連合会申請額 金 円

年 月 日

東京都知事 殿

東京納税貯蓄組合総連合会

会 長

会 長 印

事務局所在地

令和3年度事業計画
変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 主総総第 号により交付決定通知を受けた令和2年度事業に係る事業計画を変更・中止・廃止いたしたいので、承認されるよう申請します。

記

1 事業計画変更・中止・廃止の理由

2 変更後の事業計画及び事業経費の内訳

別添事業計画案及び収支予算書案のとおり

年 月 日

東京都知事 殿

東京納税貯蓄組合総連合会
会 長 会長印事務局所在地

令和3年度事業実績報告書

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

令和3年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

1 補助対象経費の総額等

(単位:円)

	補助対象経費の総額①	補助金限度額②	都補助金額③	差引(③-②)
総連合会	0	0	0	0
地区連合会	0	0	0	0
(内返還分(地区連分))				
合計	0	—	0	0

(注) 補助対象経費は、飲食費、宿泊及び遠隔地への移動を伴う会議費・研修会費等を除くこと。

2 総連合会の事業実績

- (1) 別記第5号の2様式「東京納税貯蓄組合総連合会収支決算報告書」のとおり
- (2) 別添「令和3年度事業報告書」及び「令和3年度事業活動状況一覧表」のとおり

3 地区連合会の事業実績

- (1) 別記第5号の3様式「令和3年度地区連合会別補助対象経費の総額等」のとおり
- (2) 別記第5号の4様式「地区連合会収支決算報告書」のとおり

東京納税貯蓄組合総連合会収支決算報告書

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

1 支出の部

(1) 補助対象事業にかかる経費

(単位：円)

経 費 区 分	支 出 額 合 計	補 助 対 象 経 費	都補助金充当額
会 議 費			
総 会 費			
役 員 会 費			
連 絡 費			
事 業 費			
広 報 宣 伝 費 (内 都税広報奨励金)	()	()	
顕 彰 関 係 費			
地 区 連 対 策 費			
青年部・女性部対策費			
局連等事業関係費			
事 務 費			
印 刷 費			
通 信 運 搬 費			
事 務 関 係 費			
備 品 購 入 費			
事 務 局 費			
給 料			
手 当			
賞 与			
共 済 費			
退 職 手 当 積 立 金			
旅 費			
賃 借 料			
光 熱 水 費			
小 計 ① :	0	0	

(注1) 補助対象経費は、飲食費、宿泊及び遠隔地への移動を伴う会議費・研修会費等を除くこと。

(注2) 各科目の内訳について、細目を作成し、添付すること。

(2) その他の経費 (単位:円)

項 目	支 出 額
地 区 連 配 付 金	
分 担 金	
積 立 金	
慶 弔 費	
渉 外 費	
公 租 公 課	
事 務 局 雑 費	
記念事業積立金	
局連研修積立金	
予 備 費	
小 計 ②	0

2 収入の部

(単位:円)

項 目	収 入 額
前 期 繰 越 金	
会 費 収 入	
臨 時 会 費 収 入	
都 の 補 助 金 収 入	
広 告 収 入	
手 数 料 収 入	
寄 付 金 収 入	
分 担 金 収 入	
雑 収 入	
合 計 ④	0

(3) 支出の部合計

③=①+②: 0円

収入の部合計 ④: 0円

支出の部合計 ③: 0円

次期繰越額 ④-③: 0円

令和3年度地区連合会別補助対象経費の総額等

(単位：円)

連合会名		補助対象経費 の総額①	補助金限度額 ①×50/100=②	都補助金額③	差引③－②
中央地区	麴町		0		0
	神田		0		0
	日本橋		0		0
	京橋		0		0
	芝		0		0
	麻布		0		0
	四谷		0		0
	新宿		0		0
東地区	本所		0		0
	向島		0		0
	江東東		0		0
	江東西		0		0
	足立		0		0
	西新井		0		0
	葛飾		0		0
	江戸川北		0		0
	江戸川南		0		0
城西地区	中野		0		0
	杉並		0		0
	荻窪		0		0
	豊島		0		0
	板橋		0		0
	練馬東		0		0
	練馬西		0		0

(注) 補助対象経費は、飲食費、宿泊及び遠隔地への移動を伴う会議費・研修会費等を除くこと。

令和3年度地区連合会別補助対象経費の総額等

(単位:円)

連合会名		補助対象経費 の総額①	補助金限度額 ①×50/100=②	都補助金額③	差引③-②
城南地区	品川		0		0
	荏原		0		0
	目黒区		0		0
	大森		0		0
	蒲田		0		0
	雪谷		0		0
	世田谷		0		0
	北沢		0		0
	玉川		0		0
	渋谷		0		0
城北地区	本郷		0		0
	小石川		0		0
	上野		0		0
	浅草		0		0
	北区		0		0
	荒川		0		0
多摩地区	西多摩		0		0
	八王子		0		0
	南多摩		0		0
	まちだ		0		0
	多摩		0		0
	武蔵府中		0		0
	武蔵野		0		0
	多摩武蔵		0		0
合 計					

(注) 補助対象経費は、飲食費、宿泊及び遠隔地への移動を伴う会議費・研修会費等を除くこと。

地区連合会収支決算報告書

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

納税貯蓄組合連合会

1 支出の部

(単位：円)

経 費 区 分		支 出 額 合 計	補 助 対 象 経 費	都 補 助 金 充 当 額
補助対象事業にかかる経費	会 議 費	0	0	
	総 会 費			
	そ の 他 会 議 費			
	事 業 関 係 費	0	0	
	広 報 費			
	研 修 会 費			
	作 文 関 係 費			
	そ の 他 事 業 費			
	事 務 費	0	0	
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	事 務 関 係 費			
小 計		0	0	
そ の 他 の 経 費				
合 計 ①		0		

(注1) 補助対象経費は、飲食費、宿泊及び遠隔地への移動を伴う会議費・研修会費等を除くこと。

2 収入の部

(単位：円)

項 目		収 入 額
前 期 繰 越 金		
会 費 収 入		
補助金	東 京 都	
	区 市 町 村	
	小 計	
そ の 他 の 収 入		
合 計 ②		

※収入の部合計②－支出の部合計①
＝ 次期繰越額

(注2) 支出の部、収入の部とも、全地区連を合計したものも作成すること。

令和3年度都税広報奨励金実績報告書

令和3年度都税広報奨励金額

円

作成したもの		
仕様 (大きさ、色など)		
作成時期		
作成数		
作成費用		
配布時期		
主な配布先		
都税のPR方法		
工夫した点や配布先からの反響等		

(注) 列数が足りない場合、適宜追加すること。

主 総 総 第 号

事 務 局 所 在 地

東京納税貯蓄組合総連合会

令和 3 年度東京納税貯蓄組合総連合会補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった令和 3 年度事業実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認め、令和 3 年度補助金を下記のとおり確定する。

年 月 日

東 京 都 知 事

記

補 助 金 確 定 額	金	円
内 訳	総連合会確定額	金 円
	地区連合会確定額	金 円

年 月 日

東京都知事 殿

東京納税貯蓄組合総連合会
会 長

事務局所在地

令和3年度地区連合会事業実績報告書

年 月 日付けで報告した地区連合会収支決算報告における補助対象事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 令和3年度地区連合会事業実績（別記第7号の2様式）

令和3年度地区連合会事業実績

納税貯蓄組合連合会

経 費 区 分		内 訳		
		事業内容等	事 業 経 費	補助対象経費
会 議 費	総 会 費	※実施日・場所・参加人数・経費明細等	円	円
		小計①	0	0
	そ の 他 の 会 議 費	※会議名称・実施日・場所・参加人数・経費明細等		
		小計②	0	0
		(①+②) 合計(A)	0	0
事業関係費	広 報 費	※会報発行(部数×回数)、都税PRキャンペーン等の実施日・場所・経費明細等		
		小計①	0	0
	研修会費	※実施日・場所・テーマ・参加人数・経費明細等		
		小計②	0	0
	作文関係費	※審査・表彰等の規模(人数・会場等)・経費明細等		
		小計③	0	0

令和3年度地区連合会事業実績

納税貯蓄組合連合会

経 費 区 分		内 訳	
		事業内容等	事業経費 補助対象経費
その他の事業費	※事業名・参加人数・経費明細等		円 円
	小計④	- 0	0
(①+②+③+④) 合計(B)		0	0
事務費	人件費	※業務内容・経費明細等	
		小計①	0 0
	事務所費	※経費明細等	
		小計②	0 0
	事務関係費	※印刷費・通信費・事務用品費等の経費明細等	
		小計③	0 0
	(①+②+③) 合計(C)		0 0
	(A+B+C) 総合計		0 0